

標 題:

無線方向探知機の搭載免除について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 341

Date: 平成11年12月20日

関係船主・造船所各位

無線方向探知機の搭載に関する要件及び特定の条件の下におけるその免除に関する規定が、74SOLAS の 1988 年改正第 V 章第12規則(p)及び安全設備規則 4 編 2 章 2.1.10 に定められております。

この度、下記の各国政府から、それぞれの船籍登録船舶に対する無線方向探知機の搭載免除の条件、免除手続き及び免除証書の発行に関する通知がありました。

それぞれの政府からの通知をもとに、本件についての取扱いを添付別紙のとおりまとめましたのでお知らせします。これにより、NK テクニカルインフォメーション No.216(平成 9 年 6 月 30 日付)は廃止いたします。

1. キプロス
2. ギリシャ
3. 香港
4. マン島
5. マルタ
6. パナマ
7. フィリピン
8. セントビンセント
9. スイス
10. バヌアツ
11. 日本

以上

添付 無線方向探知機の搭載免除についての各国別条件及びその取扱い

お問い合わせ: 材料艀装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

無線方向探知機の搭載免除についての各国別条件及びその取扱い

1. キプロス

1.1 免除の条件

GPS 受信機 1 台、衛星 EPIRB 1 台、レーダートランスポンダー 2 台及び 9GHz (Xバンド) レーダーを備えていること。

1.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に 1.1 に掲げる設備の製造者名、型式名並びに台数を記載した申込書を弊会の支部/事務所に提出して下さい。
弊会は、安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、検査記録書を発行します。
- 2 船主/造船所等は、検査記録書を添えて直接キプロス政府に免除の申請を行なって下さい。
- 3 当該免除申請に対するキプロス政府からの指示に従い、弊会が免除証書を発行します。
- 4 すでに免除証書を所持している場合、安全設備証書の更新検査の際に免除の条件が満たされていることを確認し、弊会が免除証書を発行します。

1.3 キプロス政府の連絡先

Ministry of Communications and Works
Department of Merchant Shipping
Kyllinis Street, Mesa Geitonia,
CY-4007 Limassol
REPUBLIC OF CYPRUS
P O Box 56193, CY-3305 Limassol
Tel: +357 5 848100
Fax: +357 5 848200 / 723695

2. ギリシャ

2.1 免除の条件

- 1 1995年2月1日以降にキールを据え付けられた船舶は、
 - (1) GMDSS 設備を備えていること。及び
 - (2) GMDSS 設備に自動的に船位を入力するために接続されたGPS受信機を 1 台備えていること。

-2 1995年2月1日前にキールを据え付けられた船舶は、

- (1) 方向探知機が修理不能であることを証明する、業者の発行した証明書を有すること。（ただし、GMDSS 設備に自動的に船位を入力するために接続されたGPSを1台備えている場合、この証明書は不要です。）及び
- (2) GPS 受信機1台、衛星 EPIRB 1台、レーダー・トランスポンダー2台及び9GHz (Xバンド)レーダーを備えていること。

2.2 免除手続

-1 1995年2月1日以降にキールを据え付けられた船舶。

- (1) 免除を希望する船主/造船所等は、事前に次の書類を弊会の材料・機装部に提出して下さい。
 - 免除申込書（GPS 受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載して下さい）。
 - GPS 受信機と GMDSS 設備との接続系統図。弊会は、提出された書類に基づく調査並びに安全設備検査を行ない、免除の条件が満たされていることを確認して、免除証書を発行します。

-2 1995年2月1日前にキールを据え付けられた船舶。

- (1) 免除を希望する船主/造船所等は、事前に次の書類を弊会の支部/事務所に提出して下さい。
 - 免除申込書
 - 2.1-2.(1)に掲げる証明書、又は、GPS 受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載した書類及びGPS 受信機と GMDSS 設備との接続系統図。弊会は、安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、免除申請に必要な書類をギリシャ政府に提出します。
- (2) 当該免除申請に対するギリシャ政府からの指示に従い、弊会が免除証書を発行します。

3. 香港

3.1 免除の条件

- 1 IMO 決議 A.819(19)に適合した GPS 受信機1台を備えていること。又は
- 2 IMO 決議 A.694(17)に適合した DECCA 受信機或いは LORAN-C 受信機いずれか1台を備えており、本船の就航海域がそれらのサービスエリア内の海域であること。

3.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に次の書類を弊会の材料・機装部に提出して下さい。
 - (1) 免除申込書（代替の無線航行設備の製造者名、型式名並びに台数を記載して下さい）。
 - (2) 代替の無線航行設備が3.1に掲げる条件に適合していることを証明する資料。

弊会は、提出された書類に基づく調査並びに安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、免除申請に必要な書類を香港 MARINE DEPARTMENT に提出し、MARINE DEPARTMENT から免除証書の発給を受けます。

- 2 すでに免除証書を所持している場合、弊会が、安全設備証書の更新検査の際に免除の条件が満たされていることを確認し、免除証書を発行します。

4. マン島

4.1 免除の条件

- 1 GMDSS 設備を備えていること。及び
- 2 GPS 受信機 1 台を備えていること。

4.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、マン島政府に免除申請書を提出して下さい。
- 2 免除証書は、マン島政府が発行します。

4.3 マン島政府連絡先

Maritime Administration
Department of Trade & Industry
Peregrine House, Peel Road, Douglas,
ISLE OF MAN
British Isles, IM1 5EH
Tel: +44 1624 688500
Fax: +44 1624 688501

5. マルタ

5.1 免除の条件

- 1 GMDSS 設備を備えていること。及び
- 2 独立した 2 台の GPS 受信機を備えていること。
GMDSS 設備に組込まれた GPS 受信機は、2 台の GPS 受信機の中の 1 台として認められます。

5.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に、GPS 受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載した免除申込書を弊会の支部/事務所に提出して下さい。
弊会は、提出された書類に基づく調査並びに安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、免除証書を発行します。

6. パナマ

6.1 免除の条件

- 1 GMDSS 設備を備えていること。及び
- 2 就航海域に適する無線航行設備（例えばGPS受信機1台）を備えていること。

6.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に代替の無線航行設備（例えばGPS受信機）の製造者名、型式名並びに台数を記載した免除申込書を弊会の支部/事務所に提出して下さい。
- 2 弊会は、提出された書類に基づく調査並びに安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、次の証書を発行します。
 - 3ヶ月の短期免除証書、及び
 - 安全設備証書。
- 3 船主/造船所等は、次の書類をパナマ政府に直接提出して、本免除証書の申請を行って下さい。
 - (1)申請書（無線航行設備の製造者名、型式名を記載して下さい。）
 - (2)短期免除証書の写し
 - (3)安全設備証書の写し

6.3 免除証書及び安全設備証書の更新

更新を希望する船主/造船所等は、弊会の支部/事務所に申込んで下さい。担当支部/事務所は安全設備検査を行い、既に搭載されている無線航行設備が正常に作動することを確認して、短期免除証書及び安全設備証書を発行します。船主/造船所等は、上記 6.2-3 の手続きに従い本免除証書の申請を行って下さい。

6.4 Omission Letter の取扱い

パナマ政府は、今後、無線方向探知機に係る Omission Letter を発行しません。既にパナマ政府から発行されている Omission Letter は、次回の安全設備証書の更新時まで有効です。Omission Letter を所持している船舶が安全設備証書を更新する場合には、上記 6.3 の手順に従って下さい。

6.5 パナマ政府の連絡先

Directorate General of Panama Maritime Authority
International Representative Office, New York
6 West 48th Street, 10th Floor,
New York, N. Y. 10036, U.S.A.
Tel: +1 212 869 6440
Fax: +1 212 575 2285 / 2288

7. フィリピン

7.1 免除の条件

- 1 GMDSS 設備を備えていること。及び
- 2 就航海域に適する無線航行設備（例えばGPS受信機1台）を備えていること。

7.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に代替の無線航行設備(例えば GPS 受信機)の製造者名、型式名並びに台数を記載した免除申請書をフィリピン政府当局に提出して下さい。
- 2 当該免除申請に対するフィリピン政府からの指示に従い、弊会は安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、免除証書を発行します。

7.3 フィリピン政府の連絡先

Department of Transportation and Communications
Maritime Industry Authority
5th Floor, PPL Building,
1000, United Nations Avenue, Metro
Manila, Philippines 2601
REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
Tel: +632 523 8651
Fax: +632 521 9526

8. セントビンセント及びグレナディーン諸島

8.1 免除の条件

- 1 GPS 受信機 1 台、衛星 EPIRB 1 台、レーダートランスポンダー 2 台及び 9GHz (Xバンド) レーダーを備えていること。
- 2 搭載免除された無線方向探知機は撤去されること。

8.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に GPS 受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載した免除申込書を弊会の材料艀装部に提出して下さい。
弊会は、提出された書類に基づく調査並びに安全設備検査を行ない、免除の条件が満たされていることを確認して、免除証書を発行します。

9. スイス

9.1 免除の条件

IMO 総会決議 A.819(19)に適合した GPS 受信機 1 台を備えていること。

9.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、スイス政府に免除申請書を提出して下さい。

- 2 免除証書は、スイス政府が発行します。

9.3 スイス政府の連絡先

Swiss Maritime Navigation Office

4010 Basel, Elizabeth Str., 31

SWISS CONFEDERATION

Tel: +4161 287 1444, +41 61 287 1474(for Night)

Fax: +41 61 287 1570

10. バヌアツ

10.1 免除の条件

- 1 GMDSS 設備を備えていること。及び、
- 2 GPS 受信機 1 台及び 9GHz (Xバンド) レーダーを備えていること。

10.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、バヌアツ政府に免除申請書を提出して下さい。
- 2 免除証書は、バヌアツ政府が発行します。

10.3 バヌアツ政府の連絡先

Vanuatu Maritime Services

90 Washington Street, 22nd Floor,

New York, NY 10006, USA

Tel: +1 212 425 9600(9:00am - 5:00pm), +1 914 276 2699(After hours)

Fax: +1 212 425 9652(9:00am - 5:00pm), +1 914 276 2706(After hours)

11. 日本

11.1 免除の条件

下記に規定する衛星航法装置（例えば GPS 受信機 1 台）を備えていること。

- 1 1998 年 7 月 1 日以降の新造船及び 1999 年 1 月 1 日以降新規に備える衛星航法装置については、次のいずれかを満たすもの。
 - (1) 弊会自動化設備規則に規定する基準に適合するもの。
 - (2) 上記(1)に示す基準と同等以上と弊会が認める基準への適合が国又は日本舶用品検定協会により確認されたもの。
- 2 1998 年 7 月 1 日前の現存船で 1999 年 1 月 1 日前に既に備えられた衛星航法装置については、次のいずれかを満たすもの。
 - (1) 弊会が仕様、設計及び性能について適当と認めるもの。
 - (2) 上記 11.1-1(1)に示す基準と同等以上と本会が認める基準への適合が国又は日本舶用品検定協会により確認されたもの。

- 3 衛星航法装置は、操舵室に設置され、受信アンテナが適切な取付け位置にあり、良好に作動すること。
- 4 衛星航法装置の電源が、船内電源より給電されていること。
- 5 総トン数 5,000 トン以上の船舶にあっては、衛星航法装置は非常電源装置より給電されていること。

11.2 免除手続

- 1 免除を希望する船主/造船所等は、事前に衛星航法装置の製造者名、型式名並びに台数を記載した免除申込書を弊会の支部/事務所に提出して下さい。
弊会は、提出された書類に基づく調査並びに安全設備検査を行ない、免除の条件が満たされていることを確認して、検査記録書を発行します。
- 2 船主/造船所等は、検査記録書を添えて運輸省に無線方向探知機の免除証書発行の申請を行なって下さい。

VOID